

件名:	山口市立図書館におけるマイナンバーカードやスマートフォンを活用した図書館資料貸出しサービスの開始について
担当課:	教育委員会事務局 中央図書館 管理担当 (電話:083-901-1040)

山口市立図書館では、デジタル技術を活用し、マイナンバーカード、スマートフォン（デジタル利用カード）による図書館資料の貸出しサービスを令和5年11月10日から開始します。

①マイナンバーカードによる貸出サービス（山口県内初）

▼マイナンバーカードを貸出カウンターでカードリーダーに読み込ませることにより、資料の貸出し手続きができます。

▼マイナンバーカードを利用する場合には、事前にマイキーIDの発行と、図書館でのマイキープラットフォームへの登録手続きが必要となります。

②スマートフォン（デジタル利用カード）による貸出サービス

▼山口市立図書館公式ウェブサイト内「利用者のページ」画面の「Web利用者カード」をタッチすることでスマートフォンの画面に図書館利用カードのバーコード及び利用番号を表示させ、資料貸出し手続きができます。

①、②とも、自動貸出機や地域交流センターでの予約本の受け渡しはサービス対象外となりますので、これまでどおり図書館利用カードが必要です。

問合せ先

山口市立中央図書館

（山口市中園町7-7 山口情報芸術センター内）

電話 083-901-1040

E-mail info@lib-yama.jp

5. マイキープラットフォームを活用した図書館の窓口端末業務のイメージ

<マイキープラットフォームの活用>

① マイナンバーカードをかざす



② マイキープラットフォームに照会



B 図書館利用番号を読み取り(バーコード表示方式)



③ 図書館システムで業務(従来どおり)



図書館利用者
管理システム

図書館窓口等で活用するために必要なこと

・図書館受付窓口インターネットに接続された端末(PCやタブレット等)を用意すること

※なお、マイキープラットフォームとの特定通信において、テキストデータの状態の番号を取り扱うだけなのでセキュリティは確保済

・端末認証のための一定の設定を行うこと(ダウンロード&インストール)
なお、既存のシステムの改修は不要。

WEBOPACバーコード表示イメージ



未ログイン時



1秒毎にカウントアップ
します。